

ページ 番号	事業名	所管課	ご意見等	回答	区分
1. 推進環境の充実					
2	和歌山県人権啓発活動 ネットワーク協議会への 参画	人権推進課	以前から法務局のリーダーシップについて記載されているが、 法務局に対してこれまでどのような働きかけをしているのか。	本市における人権施策推進環境の充実を図るためには、国の人 権擁護機関である法務局との連携は非常に重要です。こうした ことから、本市では本協議会の紀南ブロックである紀南地域 ネットワーク協議会の一員として、各機関との連携を図るとと もに、協議会が行う事業等への参画を行ってまいりました。ま た、人権推進課では、協議会の構成員である、法務省所管の田 辺人権擁護委員協議会田辺部会の事務局を担っており、例えば 「小学生人権の花運動」においては、チューリップの球根の配 布に部会（20名）の皆様とともに、小学校を訪問するなど密接 な連携を図っております。このように関係機関相互の連携が図 られつつある中、事務局である法務局のリーダーシップが望ま れるところですが、人権推進課としましては、今後もこうした 取り組みに積極的に参画するとともに、法務局、人権擁護委員 や各市町村での積極的な連携協力関係をさらに深め、紀南地方 全体の人権啓発活動をより効果的に推進していきたいと考えて います。	要回答
4	各学校における、保護者 対象の教育講演会	生涯学習課	3,783名に対して研修を実施されており、効果の高い取り組みだ と思います。人権は、幅広いものであり、今後は、興味関心が 低いと思われる分野についても研修を行ってもよいと思いま す。	対象者が限定されている事業であることから、対象者に合った 学習内容が中心となりますが、人権の幅は広いことから、学習 会と通して様々な分野について学びを広めていけるよう努めて まいります。	要回答
2. 人権の視点に立った行政の推進					
5～8	各課共通の人権の視点に 立った取組み	各課室	各課室の温度差があり、報告のある課室だけを掲載していると 思うが、逆に記載のない課室は取り組んでいない、あるいは人 権の視点が軽んじられているとも受け取られるのではないかと 思っています。市役所全体でそれぞれに取り組みがされていると 思うことから、全ての課室を羅列することまでは適当ではないが、記載方 法を検討してはどうか。	ご意見にございましたように、本市では、平成31年3月に田辺 市人権施策基本方針に基づき、一人ひとりの人権が尊重される よう、全ての部署に於いて総合的かつ効果的に人権施策を推進 しています。しかし、ご指摘いただいたように記載のない課等 もあることから、今後報告書の記載方法等も含め人権推進課及 び関係各課とともに検討していきます。	要回答
			各課の皆さま方が日常業務がある中、非常に大変でかつ、多様 化する価値観の中、判断も難しいとは思いますが、ぜひ、継続 していただきたいです。	ご意見ありがとうございます。担当課へご意見を伝えておりま す。	意見伝達

ページ 番号	事業名	所管課	ご意見等	回答	区分	
2. 人権の視点に立った行政の推進						
【4】	6	各課共通の人権の視点に 立った取組み	企画広報課	市政に関する前向きな市民の声を適宜「広報田辺」に取り上げ、当該課の回答を載せる等をしてはどうか。「未来ポスト」に関心も深まると思う。（「広報田辺」を見ていないので、的外れかも）	「未来ポスト」にいただいたご意見・ご提案は、回答も含めてその要旨をホームページ及び広報紙に掲載しております。掲載にあたっては、個人が特定されることのないように個人情報等の取扱いに十分注意しています。	要回答
【5】	7		子育て推進課	相手の立場に立った対応やスムーズな手続きを務めるためにどのような取組の内容を進めたのか詳しく教えて欲しい。	窓口に来られた方のお話の内容を詳しく聞き取り、家庭状況等を把握し、それに応じた支援制度の手続きを丁寧に進めるよう心掛けています。聞き取りの中で、家庭の課題に寄り添い、必要に応じて他の支援策を提案したり、担当部署が異なれば担当窓口の案内だけではなく、連絡調整や場合によっては同行もしています。また、時間外であっても手続きを確実に行うために来庁手続きの日時予約も対応しています。そして、どのようなケースも聞き取りで得た個人情報の秘密厳守を徹底しています。	要回答
3. 人権教育・啓発の推進						
【6】	11	企業・各種団体等での人権啓発	人権推進課	田辺市人権尊重のまちづくり条例の周知のために今後とも実施に取り組んで欲しい。	本市では懇話会の皆様とともに作り上げて来た「田辺市人権尊重のまちづくり条例」を令和3年4月1日に施行しました。条例の周知及び研修につきましては、令和3年度から始まり、令和5年8月現在、20回実施し、延べ387人の方に参加をいただきました。また、広報車での巡回活動や、広報たなべ「人権コラム」（8月現在8回目）の掲載を行いました。今後もさらに条例の周知に取り組むとともに、本条例の目的である「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまち」の実現に向け鋭意取り組んでまいりたいと思います。	要回答
【7】	12	警察職員との連携	人権推進課	必要であれば、寧ろ県から警察に派遣するのが普通では。記載にあるように、現実的ではないと思われる事業であり、削除してはどうか。	田辺市人権施策基本方針では、「特定の職業に従事する者に対しては、特に研修等の充実に努める」とあり、警察職員につきましては、法令遵守の基本に立って、人権を尊重した対応に努める必要があり、上記に位置づけられています。ご指摘のとおり警察は県の組織であり、研修等の依頼実績がないのが現状です。警察から研修の要望等があった際には、積極的に指導員の派遣を行っていきますが、実績がない中、今後報告書への記載は見直していきたいと考えています。	要回答

ページ 番号	事業名	所管課	ご意見等	回答	区分	
3. 人権教育・啓発の推進						
【8】	13	交通安全対策事業、田辺市暴力追放協議会事業、田辺地区防犯協議会事業	自治振興課	評価欄・今後の予定欄の「■」と事業名の再掲は不要では。	ご指摘いただきましたとおり、修正（削除）いたします。	要回答
		田辺市企業人権推進協議会	商工振興課	会員が48企業で、最近の実績が17～18社では半数に届いていない。今後の予定に書かれてあるよう、誰もが人権を守られ、各種ハラスメントの無い働き続けることができる企業が増えることを望む。	企業内研修の実施企業が増えるよう、人権担当部署と連携しながら、各種情報発信、情報提供に努めていきたいと思います。	要回答
【10】	14	公民館 地域別人権学習会	生涯学習課	評価・問題点の欄に記述があるが、住民参加による課題の協議の実施を学習会の企画委員会で行う方向が定着することが望ましく思う。	各地域別学習会においては、公民館長、主事と生涯学習（人権）推進員、人権擁護連盟理事、地域住民から構成する実行委員会において学習会の内容を決定することとしており、今後も地域課題や地域住民の意見が十分に反映できるように努めてまいります。	要回答
4. 相談支援体制の推進						
【11】	16～19	4 相談支援体制の推進	各課室	相談件数や相談内容又は、傾向などトーンをできるだけ統一したほうが理解しやすいのでは。	相談支援体制の推進に関する事業については、報告書内での書き方のトーンを合わせ、今後各課へ報告書作成を依頼の際には、記載例等を付して統一を図っていきます。	要回答
	16	登記・相続・人権相談	人権推進課	人権相談は比較的少ないとあるが、良い事だと思う。新庁舎開庁時には各種相談事業の整理、統合も必要になるのでは。	法務省の人権擁護委員が行う特設相談については、各エリア（田辺、龍神、中辺路、大塔、本宮）において相談窓口を開設しており、人権相談につきましては比較的少ないですが、龍神エリアなどでは登記相談が多いこともあり、今後も各エリアでの相談窓口の設置が必要不可欠であると考えます。現在、田辺エリアの相談窓口につきましては、市民総合センターの一室を借りおこなっていますが、今後新庁舎へ移転を踏まえ、法務局と協議しながら相談者が利用しやすい相談窓口づくりについて努めてまいります。	要回答
【13】	16	市民法律相談	自治振興課	いろいろな相談があるとは思いますが、第三者からの法的解決策を教われることは、とても客観的になれて良いと思います。こちらでもぜひ継続していただきたいです。	ご意見ありがとうございます。担当課へご意見を伝えております。	意見伝達

ページ 番号	事業名	所管課	ご意見等	回答	区分
6. 女性の人権					
20	審議会等委員への女性の参画促進	男女共同参画推進室	委員の女性比率は目標値に比し高い方だと思う。審議会数・委員数（内女性委員数）など、具体的な数値があれば参考になります。	「審議会等への女性登用率（所属課室別）」について、別紙のとおりご報告します。なお、毎年田辺市男女共同参画懇話会において、「審議会等への女性登用率（所属課室別）」ほか「第2次田辺市男女共同参画プラン」推進状況報告について報告しています。	要回答
21	女性電話相談 (P. 17に再掲)	男女共同参画推進室	令和4年度83件の実績とありますが、予算の事もありますが、曜日や時間の拡大はできないでしょうか。	女性電話相談につきましては、祝日を除く月曜日から金曜日、午前9時から正午まで実施しております。相談件数は、令和5年7月末現在で31件、令和4年度83件、令和3年度54件、令和2年度137件であります。現状については、女性電話相談の時間帯が周知されていると思われ、午後からの電話相談はほぼない状況です。つきましては現状の曜日、時間帯で対応できると考えております。時間外における相談については、県内で対応可能な相談窓口をご案内させていただいております。	要回答
7. 子どもの人権					
最近、他県の事例であるが、神戸市で6歳の児童が親族による虐待の末、命を落とすという悲惨な事件があった。行政や近隣住民にSOSのサインが出ていながら、なぜ守ることができなかったのか極めて残念に思える。少子化が進む一方で、いじめや児童虐待等、子どもを取り巻く人権課題が複雑化しつつ深刻化している。人権意識の底上げに向けた施策の推進を一層進めて欲しい。私たち一人ひとりも積極的に気を配る必要があります。				ご意見ありがとうございます。担当課へご意見を伝えております。	意見伝達
23	体罰やいじめの根絶	学校教育課	いじめや体罰等が原因で深刻な事例が各地で時々ある中、その予防に十分取り組んで欲しい。	ご意見ありがとうございます。担当課へご意見を伝えております。	意見伝達

ページ 番号	事業名	所管課	ご意見等	回答	区分
8. 高齢者の人権					
【18】	28	建築物の設計、改修等	建築課	「新庁舎等に際して、『県の福祉まちづくり条例』に基づき、設計及び工事を行っている。」の記述に関連して。 和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則、第5条別表第2の「第1 建築物に関する整備基準」の整備項目「1 出入口」で示されている内容では、出入口について「イ 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。」と望ましい構造について記されていますが、前書きに面積等の除外条件が書かれています。この除外条件の適用により、多くの室の出入口が望ましい福祉の視点を取り入れた構造でなくても県条例上は可となり得ると思われませんが、福祉・人権の視点からは配慮の無いものにならないか危惧します。 また、「車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造」とは、例えば「〇〇戸」と具体例を挙げられていませんので、共通理解しづらいように思います。以下、出入口の「戸」についての意見です。 例えば、来庁者、市職員に関わらず、車椅子利用の方が廊下と各室の出入りをしたいときに、「押す、引く」の「扉」では困る場合が考えられます。また、車椅子利用の方でなくても、扉は、出入りが同時になる場合や、廊下を歩いている方の直前に戸が開くといった危ない場合が予想されます。つまり、出入口の戸は、扉より「引き戸」の形態の方が福祉・安全の観点から望ましいと考えます。 新庁舎が全市民・全市職員にとって安全で活用しやすいように考えられたものであることを期待します。県条例はクリアすべき基準を示していると思いますが、基準を到達目標として考えるか、福祉や安全の観点からより望ましい状態を目指すかの違いは大きいのではないかと思います。新庁舎建築に際して、可能な限り考慮いただければと思います。 新庁舎の「戸」についてですが、来庁者対応の個室（相談室など）においては、車いす利用および通行者との接触防止を考慮し、来庁者側の出入口を「引き戸」としております。市職員側の執務室側においても全てではないですが通路前となる箇所において「引き戸」としております。また、多目的トイレの戸については、より円滑な開閉のために「バリアフリートイレ自動ドア」を各階に取り入れております。 戸以外にも、県の福祉のまちづくり条例基準のクリアに関わらず、トイレの洗面カウンターや調理台および湯沸室流し台の一部を車いす対応の製品を採用し、車いす使用者への利用に配慮しております。 また、新庁舎以外の公共施設の新築や改修においても、県条例基準のクリアを到達目標とは考えず、その施設の利用者や利用内容等を考慮し、必要以上に過度にならない範囲でより望ましく利用しやすい施設整備に努めていきます。	要回答

	ページ 番号	事業名	所管課	ご意見等	回答	区分
	9. 障害のある人の人権					
【19】	33	「田辺市バリアフリー基本構想」の推進	やすらぎ対策課 障害福祉室	今後の予定のところ、「未実施となっている部分」は、「新庁舎への道路」も含まれ、検討されているのか不明である。	未実施となっている部分については、関係機関と引き続き継続した協議を実施して参りたいと考えております。	要回答
【20】	35	障害者虐待防止センターの設置	やすらぎ対策課 障害福祉室	新庁舎開庁時にも、障害福祉室に位置づけるのですか。	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の規定に基づき、障害者の福祉に関する事務を所掌する部局が設置する施設において、市町村障害者虐待防止センターとして障害者虐待に関する通報や届出などの業務を行うこととされております。つきましては、新庁舎移転時にも障害福祉室にて障害者虐待防止センターとしての機能を担うこととなります。	要回答
	10. 外国人の人権					
【21】	36	外国人観光客おもてなし 力向上事業	観光振興課	各企業が努力をして対応すべき部分も多いと思いますが、全国的に外国人の旅行者が増える中、チャンスを逃さないためにも取り組みを前倒しで進める必要があると思います。	和歌山県観光交流課が実施する「EAT 和歌山（EAT WAKAYAMA）」では、簡単な操作でお店の料理メニューを多言語で作成できる「多言語メニュー作成支援ウェブサイト」が2022年から運用されておりますので、本年度につきましては当該サイト等をご活用いただき、本市においては次年度の事業実施に向けた予算獲得に取り組んでまいりたいと考えております。	要回答
	14. 情報と人権					
【22】	39	インターネット等による 差別表現対応	人権推進課	今後、この事業の必要性はますます大きくなりそうなので、各学校での教育活動や管理職研修会での事前予防とあわせて充実した取り組みを望む。	昨今、匿名性を悪用したインターネット上での人権侵害が新たな課題となり、若年層でもSNSを利用したいじめなどが全国的に増加しており重大な問題となっております。こうしたことから田辺市では令和2年10月からインターネットモニタリングを行い、差別書込みがあった場合は、速やかにプロバイダ等への削除ができるよう法務局、和歌山県、関係団体等との連携を図っています。今後も本事業が悪質な行為を取り締まる法制度の必要性を根拠づける社会的事実となるよう、法務局、県、県内各市町村と連携しながら取組を進めるとともに、若年層や管理職等を対象とした研修機会の充実に取り組んでまいります。	要回答

【23】

ページ 番号	事業名	所管課	ご意見等	回答	区分
17. 性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の人権					
41	各種講座・講演会等の啓 発活動	男女共同参画推 進室	性的少数者の人権尊重の視点に立つと、パートナーシップ制度 の導入についての啓発活動を視野に入れた講演会の企画が望ま れる。	性的少数者についての意識啓発については、令和4年度に和歌 山県男女共同参画センター“りいぶる”との共催で「多様な性 を考えよう」の講座を開催したり、令和3年度に性的少数者につ いてのビデオ上映会を開催したりするなどを行っています。 今後も性別にかかわらず、人権が尊重され、誰もがそれぞれの 個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会 の推進についての啓発をしていきたいと考えております。 また、パートナーシップ制度については、和歌山県が前向きに 検討する方針を示しており、田辺市についても和歌山県の動向 をみながら、パートナーシップ制度についての啓発を考えてい けたらと思います。	要回答
18. 労働者の人権					
41	田辺市企業人権推進協議 会 (P.13再掲)	商工振興課	職場でのハラスメント、賃金、勤務時間等について改善に向け た協議ができているのかどうか分かりにくい。	職場でのハラスメントについて、各会員へ情報発信するとと もに、毎年実施している研修会の題材にするなど、積極的に協 議していきたい。	要回答

【24】